

報道機関 各位

令和元年9月20日（金） 発信
人事課

職員の処分について

本市職員の不祥事について、令和元年9月20日付けで当該職員及び管理監督者に対する処分を行い、市長並びに副市長においても管理監督責任として給料を減額するための条例を今議会に追加提案しましたのでお知らせいたします。

記

1 本人への処分

| 龍ヶ崎市消防団本部個人積立金などの私的流用を行った職員に対する処分について | |
|---------------------------------------|---|
| 処分の程度 | 懲戒処分として停職1年 令和元年9月21日から令和2年9月20日まで |
| 処分日 | 令和元年9月20日 |
| 処分権者 | 龍ヶ崎市長 |
| 被処分者 | 都市整備部下水道課 主事（男性、26歳） |
| 処分に至った事案の概要 | <p>被処分者である職員（以下「当該職員」）が、危機管理課在籍中の平成30年6月から平成31年3月において、消防団員の個人積立金など約94万円（941,823円）を私的に流用していました。</p> <p>当該職員は当時、消防団に関する事務の主担当者であり、積立金の管理を行っていました。</p> <p>当該職員は、平成31年4月の定期人事異動により、危機管理課から下水道課に異動しましたが、積立金の管理を引き継いだ後任職員が、当時の積立金の払出額に不明な点があったことや、出納簿が作成されていなかったことに気づき、危機管理課から当該職員への事実確認を行ったことで今回の私的流用が確認されました。</p> <p>当該職員は「主に飲食費に充てた」として、私的流用を認めており、すでに全額が当該職員から弁償されています。</p> |

2 管理監督者の処分

管理監督責任として、私的流用のあった平成30年度当時の上司である危機管理監及び危機管理課長に対し、令和元年9月20日付けで以下の懲戒処分を行いました。

- 危機管理監：戒告
- 危機管理課長：減給1月（5%減額）

市長並びに副市長は今回の不祥事を重く受け止め、給料を以下のとおり減額するため、「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」を、本日の今議会最終日に追加提案します。

- 市長：減給1月（10%減額）
- 副市長：減給1月（8%減額）

3 市長コメント

消防団をはじめ市民の皆様及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受け止め、組織として管理している資金の確認の徹底を図るとともに、全職員が皆様からの信頼回復に向け、職務に傾注してまいります。

令和元年9月20日

龍ヶ崎市長 中山 一生

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 人事課 川崎、藤平（かわさき、ふじひら）
TEL：0297-64-1111（内線372、340）